

給付型奨学金を非課税とすることについて

(現行の給付型奨学金の扱い)

- 所得税法上「学資に充てるために給付される金品」が非課税とされていることから、給付型奨学金として支給される金銭は非課税の扱いを受けているところ。
- 所得税法上の「学資金」には、学費や教材費のみならず修学のために必要不可欠な費用(下宿費等)も含まれる。また、学資のために給付されたものについて所得税法上非課税となるものであり、給付された金銭が実際に何に使われたかを確認するものではない。

(新制度の扱い)

- 2020年度から実施される新制度において、給付型奨学金は授業料減免と一体となって実施されるものであり、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じることとされており、修学費、課外活動費、通学費、食費(自宅外生に限って自宅生分を超える額を措置。)、住居・光熱費(自宅外生に限る。)、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金(私立学校生に限る。)及び受験料を計上することとしている。
- これらの費用は、修学をするうえで必要不可欠なものであり、所得税法上の「学資金」に該当し、個別法(独立行政法人日本学生支援機構法)に非課税措置の規程を置かなくとも、所得税法上非課税となるものである。
- 国税局の文書回答事例(※)においても、入学金及び授業料の分に加えて下宿代や通学費用、食費、教科書や医学書の購入費用などの費用として月額10万円を貸与する奨学金について、学資金として相当なものと判断されている。新制度の給付型奨学金の額は検討中であるが、最大でも月額10万円は超えない見込みである。

(※) 名古屋国税局 文書回答事例 平成24年3月9日

県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について

(別紙1 事前照会の趣旨)

当県では、県内の地域医療の確保を図ることを目的として、…(略)…将来当県内の医療機関において医師として従事しようとする大学の医学部の学生に対して、修学に要する資金を無利息で貸与する制度(以下「本件制度」という。)を実施しています。

本件制度では、本件制度に基づいて奨学金の貸付けを受けた医学生(以下「奨学生」といいます。)が、卒業後一定の期間、医師として当県内の医療機関において医療法第30条の4第2項第5号イからへまでに掲げる医療に係る業務(以下単に「業務」といいます。)に従事した場合には、奨学金の返還債務を免除することとしています。

この場合、奨学生が返還債務を免除されたことにより受ける経済的利益については、別紙3のとおり取り扱われると考えてよろしいか照会いたします。

(略)

(別紙2 事前照会に係る取引等の事実関係)

1 本件奨学金等の対象者及び貸付金額等

本件制度では、本件規則(平成20年4月施行)に基づき、下表のとおり修学に要する資金を、第1種修学資金(以下「本件奨学金1」といいます。)又は第2種修学資金(以下「本件奨学金2」といい、本件奨学金1と併せて「本件奨学金等」といいます。)として無利息で貸与しています。

なお、本件制度では、奨学生が一定の要件に該当することとなったときに、本件奨学金等の全額についてその返還債務を免除します。

項目	第1種奨学金(本件奨学金1)	第2種奨学金(本件奨学金2)
対象者	次の要件を全て満たす者 ① B大学医学部医学科の地域枠入学者 ② 大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従事する意思のある者	次の要件を全て満たす者 ① B大学医学部医学科在学者(地域枠入学者を除く)又は県内出身者であってB大学以外の大学の医学を履修する課程に在籍している者 ② 大学卒業後の一定期間、県内の医療機関において、業務に従事する意思のある者
	※他の同種の修学資金の貸付等を受けている者を除く。	
募集人数	25名(新規貸付分)	10名(新規貸付分)
貸与金額	月額:100,000円 授業料相当額:535,800円(年額) 入学金相当額:282,000円(初年度入学時) (6年間の合計:10,696,800円)	月額:100,000円 (6年間の合計:7,200,000円)
利息	無利息	同左
貸付期間	原則として、大学の正規の修業期間	同左

(略)

(別紙3 事前照会者の求める見解となることの理由)

(略)

このように、本件制度においては、学資金の貸与をした者の下での勤務にかかわらず学資金の貸与及び返還免除が行われることから、本件奨学金等の貸与及び返還免除と県内医療機関又は指定医療機関での勤務という役務の提供とは対価関係になく、その返還免除による経済的利益(債務免除益)は、所得税法第9条第1項第15号に規定する学資金として、非課税になると考えます。

なお、本件奨学金1では、入学金及び授業料とは別に毎月10万円の奨学金を貸与することとしていますが、これは、下宿代や通学費用、食費、教科書や医学書の購入費用など、医学生が修学する上で必要と認められる範囲で貸与するものであり、学資金として相当なものと考えています。

(回答内容)

標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。

(略)

給付型奨学金及び授業料減免に係る債務免除益の扱いについて

(成績不良等による返還)

- 給付型奨学金及び授業料減免の新制度（以下「新制度」という。）においては、学業成績が著しく不良となったと認められるときや、学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるときには、給付型奨学金と授業料減免を受けた額を返還しなければならない。

(不正利得の徴収)

- また、新制度において、学生が偽りその他不正の手段によって給付型奨学金又は授業料減免を受けたときは、国税徴収の例により、措置された額が徴収されることに加え、一定の加算金が徴収される。

(給付型奨学金の債務免除益)

- 給付型奨学金については、成績不良等による返還または不正利得の徴収が行われる場合、日本学生支援機構が学生から支給した額と加算金の支払いを求める。成績不良等による返還の場合、その後に給付を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により返還ができなくなったときは、返還が免除されることとなる。

(授業料減免の債務免除益)

- 授業料減免については、成績不良等による返還または不正利得の徴収が行われる場合、各大学等は国に当該学生の授業料減免のための経費と加算金を支払う義務が生じ、また各大学等は当該学生に授業料減免の経費及び加算金を請求する。その際、学生の補足が困難である等の理由から、各大学等が当該学生に対する減免経費及び加算金の請求権を放棄するケースが想定される。

(債務免除益の取扱い)

- 貸与型の奨学金制度において返還が免除された場合、所得税法第9条第1項第15号で学資に充てるため給付される金品（以下「学資金」という。）が非課税とされていることから、返還免除による債務免除益も非課税とされている。（※）このことに鑑みれば、新制度における給付型奨学金及び授業料減免は非課税の扱いを受ける学資金にあたることから、その返還を免除されたことによる債務免除益も非課税の扱いを受けることとなると考える。
- なお、授業料減免の不正利得の徴収において、大学が学生に対し支払いを免除した場合の加算金部分については、課税対象となっても問題ないものと考えられる。

(※) 名古屋国税局 文書回答事例 平成24年3月9日

県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後県内の医療機関に一定期間従事することによりその返還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税関係について

(別紙1 事前照会の趣旨)

当県では、県内の地域医療の確保を図ることを目的として、…(略)…将来当県内の医療機関において医師として従事しようとする大学の医学部の学生に対して、修学に要する資金を無利息で貸与する制度(以下「本件制度」という。)を実施しています。

本件制度では、本件制度に基づいて奨学金の貸付けを受けた医学生(以下「奨学生」といいます。)が、卒業後一定の期間、医師として当県内の医療機関において医療法第30条の4第2項第5号イからへまでに掲げる医療に係る業務(以下単に「業務」といいます。)に従事した場合には、奨学金の返還債務を免除することとしています。

この場合、奨学生が返還債務を免除されたことにより受ける経済的利益については、別紙3のとおり取り扱われると考えてよろしいか照会いたします。

(略)

(別紙3 事前照会者の求める見解となることの理由)

(略)

このように、本件制度においては、学資金の貸与をした者の下での勤務にかかわらず学資金の貸与及び返還免除が行われることから、本件奨学金等の貸与及び返還免除と県内医療機関又は指定医療機関での勤務という役務の提供とは対価関係になく、その返還免除による経済的利益(債務免除益)は、所得税法第9条第1項第15号に規定する学資金として、非課税になると考えます。

(略)

(回答内容)

標題のことについては、ご照会に係る事実関係を前提とする限り、貴見のとおりで差し支えありません。

(略)